令和８年度　第１回鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会

日　時：令和８年１０月１６日(金)１０：００～
場　所：鳥取市役所本庁舎　４階　会議室４－１

次　　第

１　開会

２　あいさつ

３　自己紹介

４　会長及び会長代理の選出

５　概要説明等
（１）鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例について　…Ｐ．２
（２）鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画にかかる実績について…Ｐ．３～６
（３）鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画について　…Ｐ．７～２７
（４）表彰選考について　…Ｐ．２８～３３

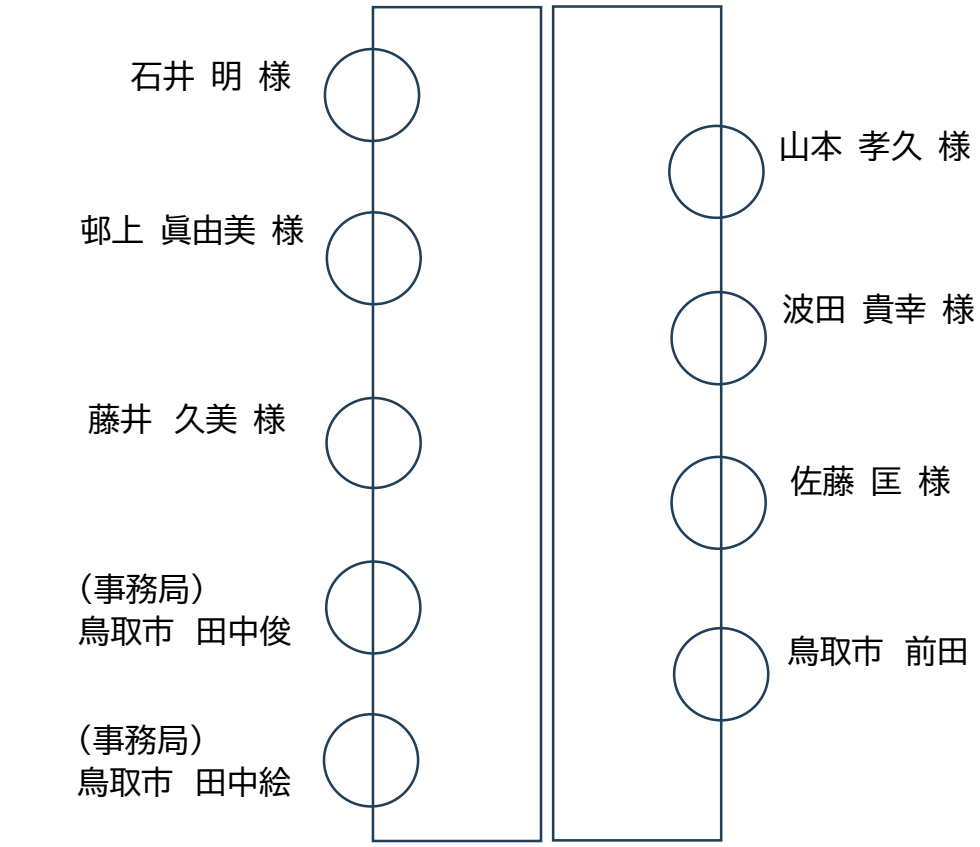
６　協議事項
（１）今後のスケジュール(案)について　…Ｐ．３４

７　そ の 他

８　閉　　会

第1回 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会 配席図

日時：令和８年10月16日(金)10:00～11:00
場所：鳥取市役所本庁舎４階 ４－１会議室



傍聴席

傍聴席

出入口

鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例(平成18年1月1日施行)

資料1

(目的)

第1条　この条例は、犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)について、基本理念、基本計画等を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)　第2条　～(省略)～

(基本理念)

第3条　安全で安心なまちづくりは、市並びに市民、事業者及び土地所有者等(以下「市民等」という。)がそれぞれの役割を担い、自らの地域は自らで守るという意識のもとに協働して推進されなければならない。

(市、市民、事業者、土地所有者等の責務)　第4～7条　～(省略)～

(安全で安心なまちづくり基本計画)

第8条　市長は、本市における安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心なまちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2　基本計画には、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本方針その他安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項を定めるものとする。

3　市長は、基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会の意見を聴くものとする。

4　市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(自主防犯活動団体)　第9条　～(省略)～

(協議会の設置及び所掌事務)

第10条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2　協議会は、次の職務を行う。

(1)　第8条第3項に規定するもののほか、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的な事項について調査及び審議をし、市長に意見を述べること。

(2)　第15条の規定による表彰の被表彰候補者を選考し、市長に推薦すること。

(協議会の組織等)

第11条　協議会は、委員15人以内で組織するものとし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1)　学識経験のある者

(2)　関係機関又は関係団体に属する者

(3)　公募による者

2　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第12条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の庶務)　第13条　～(省略)～　　**(協議会への委任)　第14条**　～(省略)～

(表彰)

第15条　市は、安全で安心なまちづくりの推進に特に貢献若しくは寄与した個人又は団体を表彰することができる。

資料２

【実績】鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画

方針	施策		具体的内容	担当課	令和7年度
①自らを守る意識の高揚	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	ア 地域の防犯意識の高揚	○ 教育委員会は、各学校が、マチコミメールを活用して、生徒や保護者、地域に対し、警察から提供された不審者情報等の速やかな周知を行うよう各学校に促す	学校教育課	不審者情報の状況に応じて、中学校区や近隣の学校がマチコミメールを活用して保護者に周知している。
			○ 教育委員会及び学校が、生徒、保護者、地域等から入手した不審者等の情報は、警察等関係機関へ速やかに通報、連絡する		学校は入手した情報を警察に通報、連絡している。併せて保護者連絡ツールを活用して、広く保護者に注意喚起を促し、近隣学校と情報を共有している。
			○ 少年補導員研修（少年愛護センター）を通じて、青少年の健全育成・非行防止活動に対する情報共有と地域防犯意識の高揚促進する	生涯学習・スポーツ課（学校教育課）	防犯意識の高揚促進を進めるため、当初の計画通りに研修及び広報等を実施した。
			・ 少年補導員研修会の実施（年2回）		・5月と10月に少年補導員研修会を実施
			・ 広報車による「強調月間」（年2回）中、全市への広報・啓発活動を実施		・強調月間中の広報・啓発活動を実施
			○ 消費生活相談、地域への出前講座等の機会を活用し、情報共有と地域防犯意識の高揚と促進を図る	市民総合相談課	地域からの依頼による出前講座の実施、消費生活に関する研修への啓発DVDの貸出やチラシの提供
			○ 市民から入手した特殊詐欺などの防犯情報は、ホームページに掲載するとともに、警察・関係機関へ速やかな通報を行う		・消費者被害の防止に関する注意喚起情報の提供 ・ホームページへの掲載 ・CATVでの文字放送 ・ポスター等の掲出 ・被害相談などの警察への通報案件はなかったが、警察と連携した啓発活動を実施。
		イ 広報活動の推進	○ 重大、悪質な事案の発生を確認した場合は、警察等関係機関と連携を図りながら、報道機関に対して積極的な情報提供を行い、効果的な広報活動の推進に努める	協働推進課	警察及び本市他課との連携を図り、情報共有、効果的な広報活動に努めた。
			○ 市報、ホームページ、文字放送、安全安心だより等を活用した積極的な防犯情報の提供		・消費者被害の防止に関する注意喚起情報の提供 ・市報、ホームページへ掲載 ・出前講座における情報提供 ・FMラジオ番組にて注意喚起 ・ポスター等の掲出
			・ とっとり市報（含：支所だより） 自主防犯活動補助金や防犯ベスト支給などの自主防犯活動補助事業、１１０番の日、特殊詐欺等		市報を活用し、自主防犯活動団体補助金、防犯ベスト・キャップ支給、安全で安心なまちづくり功労者表彰募集の広報を行った。
①自らを守る意識の高揚	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	イ 広報活動の推進	・ 鳥取市ホームページ 緊急情報、基本計画、実施計画、特殊詐欺、安全安心だより		市ホームページに基本・実施計画、安全安心だより、特殊詐欺被害防止を掲載した。
			・ いなばぴょんぴょんネット文字放送 特殊詐欺被害防止 110番の日(適正利用)等		文字放送を活用して、消費生活センターが特殊詐欺等被害防止、県警が110番の日（適正利用）の広報を実施した。
			・ 安全安心だよりの発行 防犯全般を掲載 発行：適宜発行し、関係団体・機関に送付		計１３回、防犯全般を掲載した安全安心だよりを発行し、関係機関・団体に送付した。
			○ あんしんトリピーメールの登録促進広報 警察、県、市等が発信する防犯情報が入手可能であることから、登録利用の広報を推進する		市ホームページ、安全安心だよりに「あんしんトリピーメール」の内容等を掲載して、登録利用の広報を推進した。
			・ 鳥取市ホームページに掲載し登録の促進を啓発		
			・ 安全安心だよりに掲載し登録の促進を啓発		
			○ 市報、ホームページ、出前講習等を活用した広報活動の推進	市民総合相談課	市ホームページ、安全安心だよりに「あんしんトリピーメール」の内容等を掲載して、登録利用の広報を推進した。
		ウ 市主催イベントにおける啓発活動	○ 街頭キャンペーン等で市民・事業者等に対し啓発 ロックの日、盗難防止の日、全国地域安全運動などの街頭キャンペーンにつき、安全安心だよりへの掲載や開催地周辺の防犯団体に対する開催案内及び参加依頼を送付するなどして、市民・事業者に対する啓発活動を図る	協働推進課	県、警察、防犯団体と合同で特殊詐欺被害防止の街頭広報を行ったほか、全国地域安全運動期間中の地域安全フォーラムにつき、安全安心だよりに掲載し、防犯団体に対する開催案内及び参加依頼を送付するなど、市民・事業者に対する啓発活動を図った。 防犯イベントに際し、啓発ポスターの掲出及び関係機関に送付して掲出依頼したほか、チラシや啓発物品をイベントに参加した市民、事業者に配布して啓発を図った。
			○ 啓発ポスター・チラシ・ビデオの活用 防犯イベントの開催等に際し、啓発ポスターの掲出、防犯DVDの上映などを行い、イベントに参加した市民、事業者に対する啓発活動を図る		
			○ 公民館行事等に際し、消費問題啓発パネルの展示、チラシの配布、啓発DVDの活用を図る	市民総合相談課	市イベント等における消費生活相談窓口の周知と消費者問題啓発チラシの配布及び啓発パネルの展示
	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	エ 事業者への啓発活動等	○ 事業者が参加する会議等の機会を活用して啓発 事業者が参加する会議やイベントの機会を活用し、従業員に対する防犯意識の啓発活動と事業所に対する防犯設備の整備、及び地域住民と連携した防犯施策の推進を促す		県防犯協議会と連携して地域安全フォーラムにおいて事業者への啓発を図ったほか、警察と連携して金融機関、一般企業等への防犯講習、強盗訓練等を実施するとともに、金融機関及びコンビニにおける特殊詐欺被害防止指導・訓練を行った。

① 自らを守る意識の高揚			・ 従業員に対する防犯意識の啓発 事業者が従業員に対する防犯教室を開催し、また、地域住民等が行う防犯施策に積極的に協力するなどして、事業者が従業員の防犯意識の高揚、啓発に努めるよう促す	協働推進課	上記講習や訓練を通じて事業者に対して、従業員の防犯意識の高揚、啓発を促すとともに、防犯対策を施した事業所設備の設置促進を図った。
			・ 防犯対策を施した事業所設備の促進 事業者に対し、防犯対策を施した事業所設備の設置促進を促す		
			○ 地域が行う安全安心なまちづくりへの協力及び支援の検討 ・ 事業所周辺の地域住民が行う防犯施策に対し積極的な協力を促進するよう働きかけを行う		事業者に対し、特殊詐欺を始めとする犯罪防止に関する広報、子どもや高齢者等の見守り、危険箇所の発見通報などの防犯施策を働きかけた。
	(4) 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等（以下「学校等」という。）における安全対策の推進	オ 安全教育の充実	○ 警察等関係機関と連携した実践的な不審者対応訓練や防犯教室・講習の計画的実施 ・ 警察・地域等から提供された不審者情報を各園に送付し、園ごとに保護者・地域に周知を行う	幼児保育課	・警察等関係機関と連携した実践的な不審者対応訓練や防犯教室・講習を計画的に実施した。 ・警察・地域等から提供された不審者情報を各園に送付し、園ごとに保護者・地域に周知を行った。
			○ 警察等関係機関と連携した実践的な不審者対応訓練や防犯教室・講習の計画的実施 ・ 警察による不審者対応訓練（学校ごと） ・ 危険薬物や少年非行防止に対する防犯教室・講習の開催（学校ごと）	学校教育課	学校の実態に応じて、警察等関係機関と連携した不審者対応訓練や非行防止教室等を実施している学校が見られた。
			○ スマートフォンのフィルタリング対策等適正利用教育の推進 ・ 警察等関係機関と連携し、フィルタリング、ペアレンタルコントロール、個人情報管理、出会い系サイトの利用制限などの適正利用教育を促進する		保護者研修会等で専門家や警察に講師を依頼し、フィルタリングやペアレンタルコントロールについて啓発した学校があった。
		カ 子どもたちの参画による安全対策の推進	○ 実践型の被害防止教育の推進 ・警察や学校、PTA、学校安全ボランティアなどとの連携により、子どもの視点に立った安全マップの作成、不審者対応などの実践型被害防止教育を促進する	学校教育課	警察等と連携しながら、不審者対応訓練を行っている学校や安全マップを作成・活用している学校が見られた。
① 自らを守る意識の高揚	(7) 人材の育成		○ 市民等を対象とする研修会やリーダー養成講習等の企画と市民等に対する参加要請	協働推進課	市民等を対象とする県主催の研修会に協力し、市民等に参加を要請した。
			・ 県が開催する鳥取県防犯リーダー講習会に協力し、自主防犯活動団体等に参加要請し動員することにより人材の育成を図る		県開催の講習会に際し、自主防犯活動団体等に参加を要請するなど協力した。
			・ 智頭・鳥取・浜村警察署管内ごとに警察署管内安全で安心なネットワーク会議を開催し、警察による防犯講習のほか、意見交換や情報共有を図ることにより防犯リーダーたる人材の育成を図る		会議は開催しなかったが、随時、市ホームページ及び安全安心だよりを活用して自主防犯活動団体に情報提供行い、人材育成を図った。
② 連携体制・情報共有の推進	(4) 学校等における安全対策の推進	ウ 保護者、地域、関係機関等との連携の強化	○ 防犯情報の積極的な発信と情報共有	協働推進課	防犯情報の積極的な発信と情報共有を図った。
			・ 鳥取市ホームページ ①(1)イと同様		市ホームページで防犯情報を発信し情報共有を図った。
			・ 安全安心だより ①(1)イと同様		安全安心だよりを適宜発行し、学校、関係団体等に送付した。
			○ 防犯カメラ設置に関する相談窓口となり適切な管理や運用が行われるよう促す		防犯カメラ設置に関する相談に対応し、適切な管理や運用について説明した。
			○ メール及び連絡網等により、関係部署に対する「不審者情報」の提供を行う	幼児保育課	メール及び連絡網等により、関係部署に対する「不審者情報」の提供を行った。
			○ 園ごとに、緊急連絡体制の点検・修正を毎年行い、保護者・地域等との連携体制の修正を行う		園ごとに、緊急連絡体制の点検・修正を毎年行い、保護者・地域等との連携体制の修正を行った。
			○ マチコミメールを活用し、即時に学校・放課後児童クラブ、学校安全ボランティア、児童生徒、保護者等に対する不審者情報の提供	学校教育課	不審者情報の状況に応じて、中学校区や近隣の学校が児童クラブや保護者にマチコミメール等で情報提供している。
			○ 少年愛護センターによる関係機関との連携と街頭パトロール活動の充実強化 ・ 毎週2回(火・金)のパトロール活動(年160回) ・ 学校の会議日、振替休業日等の巡回パトロール ・ 学校、企業等関係機関との情報共有(随時)	生涯学習・スポーツ課	少年愛護センターによる関係機関との連携と街頭パトロール活動の実施 ・ 毎週2回(火・金)のパトロール活動(年63回) ・ 学校の会議日、振替休業日等の巡回パトロール ・ 学校、企業等関係機関との情報共有(随時)
② 連携体制・情報共有の推進	(4) 学校等における安全対策の推進	キ 施設及び通学路周辺の安全点検	○ 関係機関との連携による定期点検と整備	幼児保育課	関係機関と連携を行いながら定期点検と整備を行った。
			○ 年1回実施する通学路の点検などの機会を活用し、教職員、保護者等関係者との情報共有を図る	学校保健給食課	通学路点検42個所実施
			○ 交通安全対策協議会、交通安全指導員会等と連携し、防犯の視点を取り入れた地域安全活動の充実強化を図る ・ 年4回の交通安全運動 ・ 交通死亡事故多発警報時の広報活動ほか	協働推進課	交通安全対策協議会、交通安全指導員会等と連携し、子どもが犯罪被害に遭わないよう見守り活動の推進を図ったほか、交通安全運動等の広報活動で特殊詐欺被害防止等防犯の視点を取り入れた地域安全運動活動を実施した。
	(5) 青少年を対象とした施策の推進		○ 少年愛護センターによる関係機関との連携と街頭パトロール活動の充実強化 ・ 毎週2回(火・金)のパトロール活動(年160回) ・ 学校の会議日、振替休業日等の巡回パトロール ・ 各地区公民館と情報交換(随時)	生涯学習・スポーツ課	少年愛護センターによる関係機関との連携と街頭パトロール活動の実施 ・ 毎週2回(火・金)のパトロール活動(年63回) ・ 学校の会議日、振替休業日等の巡回パトロール ・ 各地区公民館と情報交換(随時)
	(9) 推進体制・情報共有の充実		○ 毎年行う実施計画の実績・次年度計画の報告時に検討を行う	協働推進課	毎年行う実施計画の実績・次年度計画の報告時に検討を行った。
			○ 毎年行う実績報告時に庁内関係課との連絡調整を行い、庁内連絡体制の充実を図る		毎年行う実績報告時に庁内関係課との連絡調整を行い、連絡体制の充実を図った。

	(9) 推進体制・情報共有の充実		○ 「鳥取・智頭・浜村警察署管内ネットワーク会議」の開催により、市・教育委員会・市民・防犯活動団体、警察等関係機関との情報交換、情報共有を図り、連携体制の強化・充実を図る	協働推進課	昨年度は会議を実施していないが、防犯活動団体、警察等関係機関との情報交換、情報共有を図り、連携体制の強化を図った。
				学校教育課	R7年度は実施されなかったが、警察関係機関との情報共有を行い、連携体制の強化、充実を図っている。
③ 協働による地域防犯活動の推進	(2) 地域防犯活動への支援	ア 地域防犯活動の支援及び相談体制の充実	○ 防犯情報の提供及び発信 ①(1)イと同様	協働推進課	安全安心だよりを発出して、地域防犯活動の支援などの防犯情報を提供した。
			○ パンフレット・チラシの提供 防犯DVDの貸し出し		チラシ等を安全安心だよりに添付して提供した。防犯DVDの貸出申請はなかった。
			○ 自主防犯活動団体補助事業に基づく ・ 自主防犯活動団体補助金 毎年2団体程度に活動補助を実施 ・ 防犯ベスト・防犯キャップの支給 市報、安全安心だより、ホームページ等に掲載して希望を募り支給		広報により補助金申請希望を募り、1団体に補助金を交付した。 広報により希望を募り、17団体に対して防犯ベスト・キャップの支給を行った。
			○ 相談窓口として専門員を配置 協働推進課内に配置		防犯担当専門員を配置している。
			○ 出前講座、啓発パネル、啓発DVDの貸出	市民総合相談課	・地域からの依頼による消費生活に関する出前講座の実施 ・研修への啓発DVDの貸出やチラシの提供 ・地区公民館での消費者問題に関する啓発パネル展の実施
			○ 鳥取市消費生活センターにおける各種相談の対応		消費生活相談への対応
			○ 地域運営組織(まちづくり協議会等)が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する、地域課題に対応し、地域の向上につながる活動・事業などの一部を助成する ・ 協働のまちづくり助成事業 ・ 協働のまちづくり特別助成事業 ・ 協働のまちづくり一括交付助成事業	協働推進課	
		イ 表彰の実施	○ 功績のあった市民や自主防犯活動団体等への顕彰を行い、防犯意識の高揚を図る ・申し合わせ事項の検討 表彰の内容、時期、場所等	協働推進課	鳥取市安全で安心なまちづくり協議会において審査したが適格な対象がなく表彰は見送った。 鳥取安全で安心なまちづくり推進協議会において検討を行った。
③ 協働による地域防犯活動の推進	(4) 学校等における安全対策の推進	エ 「こども(かけ込み)110番の家・店」等の拡充	○ 鳥取警察署と連携し、家庭や事業所等の協力を得て、啓発と子どもに対する周知徹底を図る	学校教育課	各学校において周知を行っている。
			○ 園だより、玄関掲示板等で、保護者への周知徹底を図る	幼児保育課	園だより、玄関掲示、ICT等を活用し、保護者への周知を徹底を図った。
	(6) 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の推進		○ 自主防犯活動団体に対し、各種広報媒体や毎年開催する警察署管内ネットワーク会議などの会合等の機会を活用して、必要な知識の普及や啓発を図る	協働推進課	警察署管内ネットワーク会議は開催しなかったが、自主防犯活動団体に対し、市ホームページ、安全安心だよりを活用して、必要な知識の普及や啓発を図った。
			○ 高齢者を狙った特殊詐欺被害防止につき警察、消費生活センター等と連携し、特殊詐欺被害防止の広報、対策の推進を図る		高齢者を狙った特殊詐欺被害防止につき、警察、消費生活センターと連携し、被害防止の広報、対策の推進を図った。
			○ 市民への注意喚起 ・ 鳥取市ホームページへ ①(1)イと同様 ・ 安全安心だより ①(1)イと同様 ・ いなばぴょんぴょんネット文字放送 ①(1)イと同様	協働推進課	市ホームページ、安全安心だより等を活用して、市民への注意喚起を図った。
			・ 各種会合等の機会を活用して必要な知識の普及や啓発を行う	地域福祉課	各種会合等の機会を活用して必要な知識の普及や啓発を行った。
			・ 民生児童委員等と連携し、高齢者・障がい者宅の訪問時などによる注意喚起を図る	地域福祉課	民生児童委員と連携し、高齢者・障がい者宅の訪問時に注意喚起を図った。
			・ 市民総合相談窓口の業務や出前講座などの機会を通じて、高齢者・障がい者に対する注意喚起を図る	市民総合相談課	・関係機関が連携し、全ての市民の消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止等、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、鳥取市消費者見守りネットワーク協議会を設置し、研修会を実施した。 ・出前講座の実施 ・公民館、福祉施設への注意喚起、情報提供 ・交通安全運動期間中における高齢者宅訪問での啓発チラシの配布
	(3) 犯罪防止に配慮した都市環境の推進	ア 道路照明灯及び防犯灯の整備	○ 効果的な整備を計画的に実施する 防犯灯 ・新設 ・修繕 ・LED取替	協働推進課	防犯灯の新設72基、修繕605基・LED取替166基を整備した。
		イ 防犯カメラの整備	○ 「市有施設防犯カメラ整備方針」に基づく運用 ・ 市有施設の防犯カメラが最小限で効率的な配置や適切な管理が行われるよう関係課会議の開催		関係課会議の開催は行わなかったが、関係課に対し、整備方針に基づく運用について指導した。

④ 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備		ウ 駐車場及び自転車駐輪場等における安全対策	○ 住宅管理人等と連携しながら必要な安全対策を行う。	建築住宅課	住宅管理人等と連携しながら安全対策を行った。
			○ 指定管理者の協力を得ながら市営駐輪場の防犯対策を実施する。	交通政策課	指定管理者と連携して、適切に防犯対策を実施した。
			・ 閉門の際には、消灯・施錠を徹底する		管理人による閉門時の消灯・施錠を徹底して実施した。
			・ 定期的に駐輪場内を巡回して事件事故を未然に防止する		管理人による定期的な駐輪場内の巡回を実施した。
			・ 随時保管台数を記録し、盗難の有無を把握する		毎日の保管台数の記録による駐輪台数の確認と、施錠を促すチラシの掲示により盗難防止に努めた。
			・ 入場者が長時間退場しない場合は動向を確認する		管理人による施設窓口での利用者入退場の確認及び定期的な駐輪場内の巡回で確認した。
		エ 公園や公衆トイレにおける安全対策	○ 公園愛護会や指定管理者の協力を得ながら安全対策を実施する	河川公園課	日常巡視等により、施設の安全管理を行った。
			・ 照明灯や樹木等の点検と修繕、見通しの確保、防犯カメラの設置の検討		樹木や照明灯などの点検、剪定処理、伐採等を行った。
			・ 落書き、ごみの散乱防止措置		日常的な巡視と清掃等を行った。
			・ 公園内トイレの照度の確保		照明灯の点検を行い、球切れ等があれば都度灯具の交換等修繕対応した。
			○ 市営住宅敷地内の安全対策を実施する	建築住宅課	住宅管理人等と連携しながら安全対策を行った。
			・ 団地敷地内公園の照明設備及び遊具等の点検を行う		公園内の照明設備の点検は住宅管理人等と連携し担当職員が実施し、遊具等の点検は担当職員及び業者委託により実施した。
④ 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備	(3) 犯罪防止に配慮した都市環境の推進	オ 建物における安全対策	○ 市営住宅の改修等に際し、防犯・安全対策を考慮して死角になりやすい場所の解消を図り、市民が安心して利用できる施設整備を行う	建築住宅課	見通しをよくするため植栽の剪定など防犯・安全対策を考慮し施設整備を行った。
			○ 市営住宅の改修等に際し、防犯・安全対策を考慮した公共施設整備について、防犯に配慮した計画及び設計を行う		防犯や安全対策に配慮した計画とし設計を行った。
			○ 庁舎の防犯性を高め、市民が安心して利用できるよう、防犯カメラを設置する	財産経営課	本庁舎82台、駅南庁舎10台設置済み
		カ 通学路等の安全対策	○ 死角をつくらない街路樹等の配置、剪定など、定期的な点検を実施する	道路課	日々の道路パトロールによる点検及び市民からの情報提供を基に、剪定が必要な箇所は適宜実施した。
			○ 交通管理者による横断歩道などの新たな施設が整備された場合、街路灯等の整備を行う		道路照明灯の整備等を行った。 R7・・・新設 1箇所 R7・・・LED化 41箇所
			○ 市営住宅敷地内及び所管市有地の照明設備等の点検を行う	建築住宅課	住宅管理人等と連携し担当職員が点検を実施した。
			○ 適切に施設の整備及び維持管理を行う		点検結果に基づき維持管理及び修繕を行った。
			○ 関係機関による通学路の合同安全点検を実施する	学校保健給食課	通学路点検42個所実施
	(4) 学校等における安全対策の推進	ア 学校等の防犯管理体制の整備	○ 施設の安全管理マニュアルに基づき、防犯訓練時に管理体制の確認・点検・見直しを実施する	幼児保育課	施設の安全管理マニュアルに基づき、防犯訓練時に管理体制の確認・点検・見直しを実施した。
			○ 各学校で、不審者対応マニュアルの確認・点検を行う	学校教育課	不審者対応マニュアルの確認、点検を行っている。
			○ 各学校で教職員による施設管理体制の整備を行う		年度当初に確認を行った。
			○ 警察(スクールサポーター)と連携して不審者への緊急対応訓練を実施する		警察と連携して不審者対応訓練を実施している学校が見られた。
			○ 学校施設開放事業での維持管理のため学校の体育館に防犯カメラを設置する	生涯学習・スポーツ課	学校施設開放事業を実施している58施設に設置（58台）し、事故防止及び犯罪の未然防止に努めた。
		イ 侵入者の防止対策	○ 施設への出入り口を1箇所とするなど施設出入り口の制限を行う	幼児保育課	施設への出入り口を1箇所とするなど施設出入り口の制限を行った。
			○ 玄関、各出入口の施錠の励行を全園で行う		玄関、各出入口の施錠の励行を全園で行った（登園・降園時を除く）
④ 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備	(4) 学校等における安全対策の推進		○ 毎年、非常通報装置など防犯警備機器の点検整備を行う	幼児保育課	非常通報装置など防犯警備機器の点検整備を行った。
			○ 防犯カメラの整備		全園に防犯カメラを整備している。
			○ 出入り口の見直しと施錠の励行による防犯対策を行う	教育総務課	施錠の実施を徹底している。
			○ 非常通報装置など防犯警備機器の点検整備を行う		設置済で業者に維持管理委託している。
			○ 防犯カメラの整備		公立小・中・義務教育学校全校に設置済
	(8) 空家等の適正な管理の促進		○ 空家等の実態把握を継続して行う	建築指導課	市民から通報を受けた空家等の現地確認、所有者への助言・指導等を実施。
			○ 危険な空家等に対して、適正な管理を促す		市から指導等を受けた空家等の除却費用の一部助成 13件

資料3

鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画の概要

【根拠】　鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例　第８条
【経過】　①第1期基本計画【平成18～27年度】、②第2期基本計画【平成28～令和7年度】、③第3期基本計画【令和8～】

基本計画

方針

①自らを守る意識の高揚

②連携体制・情報共有の推進

③協働による地域防犯活動の推進

④犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

⑤再犯防止対策の推進

主体

- 市
- 市民
- 事業者
- 土地所有者

主な取り組み

市
①知識の普及と啓発活動の推進
②地域防犯活動の推進
③保育園・幼稚園・小中学校における安全対策　など

市民
①知識の習得と啓発活動への参加
②地域防犯活動の実施等
③私有地及び建物の適正な維持管理　など

事業者
①知識の習得と啓発活動への参加
②地域防犯活動への参加・協力等
③私有地及び建物等の適正な維持管理　など

土地所有者
①防犯知識の習得
②土地や建物の適正な維持管理と防犯対策
③推進体制への参加・協力

実施計画

資料4

第 3 期

鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画

― 犯罪のない鳥取市を目指して ―

計画年度

令和８年度～令和１７年度

鳥取市

第１章 基本計画策定の趣旨等 ・・・・・・・・・・ 1
1 基本計画策定の趣旨
2 基本計画の施策対象の範囲
3 計画期間

第２章 現状及び課題 ・・・・・・・・・・ 2
1 犯罪の現状
2 生活環境の変化
3 課題

第３章 基本計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・ 4
1 自らを守る意識の高揚
2 連携体制・情報共有の推進
3 協働による地域における防犯活動の推進
4 犯罪が起こりにくい都市環境の整備
5 再犯防止対策の推進

第４章 安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進・・・ 6
1 防犯対策の推進
(1) 市の取り組み
(2) 市民の取り組み
(3) 事業者の取り組み
(4) 土地所有者等の取り組み

2 再犯防止対策の推進

第５章 基本計画を推進するにあたって ・・・・・・・・・・ 18
1 実施計画の策定
2 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会
3 庁内連携体制の充実
4 基本計画の変更について

第1章　基本計画策定の趣旨等

1　基本計画策定の趣旨

犯罪を未然に防止し、犯罪の被害に遭わずに市民の皆さんが安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心して暮らせるまちづくり」という。）を推進するためには、市並びに市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）並びに警察その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）がより連携を深め、活動を継続して行うことが重要です。

本市では、平成１８年１月１日に、犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりについて基本理念、基本計画等を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とした「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、同条例に基づき、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

本市では、本基本計画に基づき、市民の防犯意識向上や安全確保等に取り組んできましたが、平成２８年度から令和７年度までの第２期計画期間が終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、社会情勢や犯罪の態様の変化等に伴う現状の課題に対応するため、基本計画の見直しを行い、改めて令和８年度からの１０年間の基本計画を策定するものです。

2　基本計画の施策対象の範囲

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪対策、防犯対策及び犯罪被害者支援について総合的に取り組む必要があります。この基本計画は、それらの取り組みの中でも市民に最も身近な基礎自治体として、地域の身近な課題として取り組むべき、地域における防犯活動の推進を対象とします。

3　計画期間

この基本計画の計画期間は、令和８年度から令和１７年度までの１０年間とします。

第２章　現状及び課題

1　犯罪の現状

本市における刑法犯認知件数は、減少傾向で推移しながら、令和２年には654件となりましたが、令和３年は755件と増加に転じ、令和６年は789件と近年増加傾向にあります。

犯罪種別は、空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き、性犯罪等と多岐に及んでいるほか、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等については、手口の巧妙化、多様化が進み、年齢層を問わず被害が発生しています。

また、犯罪をした人の約半数が再び罪を犯している現状にあります。

（鳥取市の刑法犯認知件数の推移）



（鳥取市の刑法犯認知状況（犯罪種別））

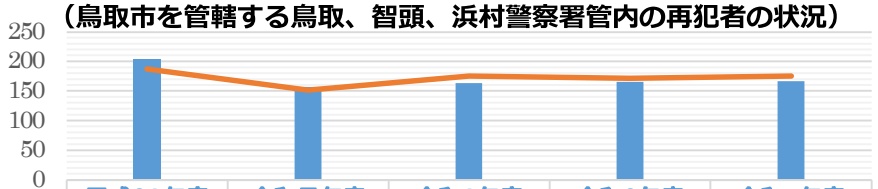
（単位：件）

区分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	刑法犯認知件数
令和2年	5	63	459	54	5	68	654
令和3年	5	76	538	38	13	85	755
令和4年	8	103	488	34	14	82	729
令和5年	4	80	515	42	13	65	719
令和6年	6	62	562	61	24	74	789

資料：鳥取県警察本部

（罪種区分）
凶悪犯・・・（殺人、強盗、放火等）
粗暴犯・・・（暴行、傷害、脅迫、恐喝等）
窃盗犯・・・（空き巣、車上ねらい、自転車盗、万引き等）
知能犯・・・（詐欺、横領、偽造等）
風俗犯・・・（賭博、不同意わいせつ等）
その他・・・（器物損壊、住居侵入等上記以外の犯罪）

（鳥取市を管轄する鳥取、智頭、浜村警察署管内の再犯者の状況）



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
再犯者数	203	157	163	165	167
再犯者率	59.9	48.5	56.0	54.8	56.0

（単位：人）
（単位：%）

※　再犯者数は、犯行時年齢が20歳以上の人数を集計

資料：法務省矯正局広島矯正管区

２　生活環境の変化

社会の少子高齢化及び国際化や高度情報化は着実に進展しており、これらの社会情勢の変化がもたらす市民生活や地域社会の変化、個人の生活様式や価値観の多様化、地域の結びつきの希薄化は、市民が犯罪に巻き込まれやすい状況を生み出すとともに、将来を担う子どもたちに生活の知恵や規範意識を教える機会を少なくする一因となっています。また、インターネット環境の充実やスマートフォンの普及による交流サイト（ＳＮＳ）を使った情報ネットワークの拡大並びに交通網の整備に伴う生活圏の拡大は、利便性を向上させる一方で 犯罪の新たな要因となっています。

３　課題

以上のような状況の下、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、

① **自らを守る意識の高揚**
② **連携体制・情報共有の推進**
③ **協働による地域における防犯活動の推進**
④ **犯罪が起こりにくい都市環境の整備**
⑤ **再犯防止対策の推進**

が重要であり、かつ課題ともなっています。

第３章　基本計画の基本的な考え方

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、「自らの安全は自らで守り、地域の安全は住民が協力して守り、犯罪が起こりにくい環境をつくる」ことが重要です。

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進にあたっては、これらを踏まえ、次の５点を本計画の基本的な方針とします。

1　自らを守る意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、町内会（自治会）、地区公民館及び関係団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、犯罪のない地域社会を目指します。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自らの安全は自らで守り、地域の安全は住民が協力して守る」ことであり、住民自らが防犯意識を持ち続けることはもちろんのこと、日頃から住民みんなが力をあわせ、地域で助け合っていけるよう、地域の実態にあったコミュニティを構築していくことが必要です。

2　連携体制・情報共有の推進

防犯対策に取り組むにあたっては、犯罪に関する情報を素早く得る必要があります。市・市民等・関係機関等がお互いに連携をとり合い、情報の共有化を図ることが重要です。

3　協働による地域における防犯活動の推進

地域の安全を確保し、より大きな効果をあげるためには、各地域において、市や市民等、関係機関・団体等地域の構成員が、地域における防犯上の課題を解決するため、対等の立場で補い合い連携・協力（協働）していくことが必要です。

また、地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、お互いに助け合い、話し合いながら活動（協働）していくことが、地域における防犯活動の推進に向けた重要な要素です。

４　犯罪が起こりにくい都市環境の整備

安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪や不良行為者のい集（※）などの迷惑行為が起こりにくい都市環境の整備が必要です。道路、公園等の生活に密着する公共の場所において、見通しの確保や防犯灯の設置等、犯罪や迷惑行為の防止に配慮した施設の整備・維持管理に努める必要があります。また、防犯カメラは、各種犯罪の抑止とともに発生した犯罪の早期解決のために有用なものですが、その設置及び運用に当たっては、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないよう人権への配慮も重要です。

（※）い集～「たむろする」こと

５　再犯防止対策の推進

犯罪をした人等の多くは安定した仕事や住居が確保できないなどの理由から、社会復帰が困難であるために、犯罪を繰り返す状況があります。こうした人々の孤立化を防ぎ、地域社会との絆を構築することなどによって再犯を防止していくことが、安全で安心なまちづくりにつながります。市民や事業所等の理解と協力を得ながら、犯罪をした人等の社会復帰を関係機関が連携して支援していく必要があります。

第4章　安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進

1　防犯対策の推進

（1）市の取り組み

市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民等と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。

ア　知識の普及と啓発活動の推進

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要です。市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次の施策を実施します。

(ｱ)　地域の防犯意識の高揚

自主防犯活動団体、金融機関、商店・コンビニエンスストア等の協力によって、市民等への防犯情報の周知と市民等からの防犯情報の収集を行い、地域の防犯意識の高揚を図ります。

(ｲ)　広報活動の推進

防犯に関する知識を普及・啓発するため、報道機関への情報提供を行うとともに、市報、公式ウェブサイト、公式LINE等のSNS、出前講座等の活用によって、防犯情報を積極的に提供し、広報活動の推進強化を図ります。

(ｳ)　市主催イベントにおける啓発活動

市主催イベントにおいて、チラシ等を配布するなど、防犯意識の啓発に努めます。

(ｴ)　事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには、地域住民と連携して安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう協力依頼を行います。

イ　地域における防犯活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民等や各種団体等が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な防犯活動が非常に重要です。また、相談しやすい環境を整えることで、より一層の推進に努めます。

(ｱ) 地域の自主的な防犯活動への支援及び相談体制の充実

地域における犯罪発生状況や発生場所などについて、警察からの情報をもとに市民等に提供するとともに、地域で防犯活動を行う自主防犯活動団体等への支援を行います。また、窓口や電話による相談体制を充実し、被害につながるおそれがある内容については、関係機関等への情報提供等を行います。

(ｲ) 表彰の実施

安全で安心なまちづくりの推進に顕著な功績があった市民等や各種団体を表彰します。

ウ　犯罪が起こりにくい都市環境整備の推進

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪や不良行為者のい集などの迷惑行為が起こりにくい都市環境の整備が必要です。市が有する公共施設等の整備や維持管理に当たっては、犯罪や迷惑行為の未然防止に配慮するなど、犯罪が起こりにくい都市環境に資する施策を推進します。

(ｱ)　道路照明灯及び防犯灯の整備

道路照明灯の設置については、夜間における交通事故防止と円滑な交通を確保するためだけでなく、夜間における歩行者等の通行の安全確保を視野に入れ整備を行います。また、防犯灯の設置については、まちを明るくし歩行者等の安全を確保するとともに、ひったくりなどの犯罪の防止を図るため、町内会等と協議を行いながら効果的な整備を実施します。

(ｲ)　防犯カメラの適切かつ効果的な整備・運用の促進

市有施設への防犯カメラについては、「市有施設防犯カメラ整備方針（令和３年２月策定）」に基づき、プライバシーの保護に十分留意しつつ、効果的な整備に努めます。また、鳥取県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関する指針（平成28年11月策定）」や個人情報保護法に基づき、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図り、適切かつ効果的な設置・運用が図られるよう、事業者、地域団体、市民等に対する啓発活動に努めます。

(ｳ)　駐車場及び自転車駐輪場等における安全対策

市が有する駐車場及び自転車駐輪場等については、盗難や器物損壊等の犯罪を防止するため施設の整備や管理運営強化に努めます。

(ｴ)　公園や公衆トイレにおける安全対策

公園においては、死角をつくらない樹木等の配置や照明灯の整備とともに、公園などに公衆トイレを設置する場合には、周囲からの見通しや照度の確保、防犯ベルの設置など、個々の立地条件、利用状況等を勘案し整備することとし、施設の適正な維持管理に努めます。

(ｵ)　建物における安全対策

防犯性を高めるため、死角になりやすい場所の解消を図る等、市民が安心して利用できる建物の整備に努めます。

(ｶ)　市有地における安全対策

市有地については、安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。

(ｷ)　通学路等の安全対策

学校、保護者、地域住民、教育委員会、道路管理者及び警察による合同点検の結果を踏まえ、児童・生徒などが日常的に通学・通園等に利用している通学路等の適正な整備・維持管理に努めます。

工　保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等における安全対策の推進

(ｱ)　保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等の防犯管理体制の整備

保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等（以下「学校等」という。）は、園児・児童・生徒等（以下「児童等」という。）が一日の大半を過ごす生活の場であり、児童等の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備します。

(ｲ)　侵入者の防止対策

学校等の施設への出入り口をできるだけ少ない箇所に限定するとともに、防犯カメラ、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。

(ｳ)　保護者、地域、関係機関等との連携の強化

児童等の登下校時等の安全確保を図るため、積極的に情報を発信するなど、保護者、地域、関係機関等との連携の強化を行います。

(ｴ)　「こども（かけ込み）１１０番の家・店」等の拡充

地域における家庭や事業者等の協力を得て、子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保するための「こども（かけ込み）１１０番の家・店」等の取組推進と周知に努めます。

(ｵ)　安全教育の充実

各種事件や事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施し、児童等が防犯についての知識を身につけ、危険を回避する方法等について理解するとともに、自ら安全な行動がとれるよう努めます。

特に、児童等が、十分に危険性を認識しないままスマートフォン等を利用してしまうことに起因して、インターネット掲示板やＳＮＳなどへの書き込みによる個人情報の流出や著作権の侵害等のトラブルに巻き込まれたり、性犯罪に発展した事例も発生しており、適正な利用及び被害防止対策についての教育を行います。

(ｶ)　子どもたちの参画による安全対策の推進

子どもたちと協力して行う「地域安全マップ」づくりを通し、通学路周辺の危険箇所の確認や点検を行うなどの被害防止教育を推進します。

(ｷ)　施設及び通学路周辺の安全点検

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を図るとともに把握した危険箇所等については関係機関と連携して危険性の解消に努めます 。

オ　青少年等を対象とした施策の推進

青少年の健全育成及び非行の防止を図るため、関係機関等と連携し、青少年の街頭補導、相談及び広報啓発等の活動を推進します。

また、若者を中心にSNS等の利用による犯罪被害や、意図せず犯罪行為へ加担してしまう等の様々なトラブルを防止するための広報啓発等の活動を推進します。

カ　高齢者、障がいのある人を対象とした施策の推進

高齢者や障がいのある人が、自らの生活の安全を確保していくうえで必要とされる知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、関係機関等と協議検討を行い、高齢者や障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

特に、特殊詐欺に狙われやすい高齢者に対しては、様々な広報体を活用した情報発信や出前講座等の啓発活動を推進するとともに、各種団体等と連携しながら、高齢者宅の訪問時に注意喚起を実施するほか、関係機関等と連携して、被害の未然防止対策を推進します。

キ　人材の育成

地域において、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための原動力となり、地域において防犯活動を支えていく人材を育成するため、関係機関等との連携のもと、市民等を対象とする研修会やリーダー養成講習会等を企画するとともに、研修会等への計画的な参加による人材育成に努めます。

ク　空き家等の適正な管理の促進

空き家の中には、十分な管理がされず放置された建物があり、老朽化による倒壊の危険で住民生活を脅かしたり、不審者の侵入など防犯上の問題となる恐れがあるため、「鳥取市空家等対策計画（第２期）（令和６年10月策定）」等に基づき空き家等の所有者等に対し適正な管理を促していきます。

ケ　推進体制・情報共有の充実

地域の実情を考慮し施策を総合的に推進するため、市民等や関係機関等との連携体制・情報共有を充実します。

(2) 市民の取り組み

市民は、「自らの安全は自らで守り、地域の安全は住民が協力して守る」ことが安全で安心して暮らせるまちづくりの原点であることを自覚したうえで、地域住民や警察、各種団体等と相互に連携をとり、一体となって地域の実情にあった啓発活動を実施します。あわせて、市民一人ひとりが幅広く防犯に関する正しい知識を持ち、防犯意識の高揚を図るとともに、積極的に地域における防犯活動に取り組みます。

ア　知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する正しい知識を持つことが必要です。市民が防犯知識の習得と啓発活動に積極的に参加するため、次の活動を実施します。

(ｱ)　地域の防犯意識の高揚

市、警察、市民等、各種団体、さらに、市民に身近なコンビニエンスストア等から得られる防犯情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

(ｲ)　防犯知識の習得

市や警察等が開催する研修会や講習会等へ積極的に参加し、防犯に関する正しい知識の習得に努めます。

(ｳ)　啓発活動への参加

市や関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

(ｴ)　情報の収集・提供

市報、公式ウェブサイト、チラシ、ポスター、公式LINE等から得られる防犯に関する情報の収集に努めるとともに、警察・市・市民等へ情報の提供を行うことによって、地域における防犯対策の向上に努めます。

イ　地域における防犯活動の実施等

自らの地域を守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の実情にあった自主的な防犯活動の実施に努めます。

(ｱ) 地域における防犯活動の実施

市や警察等から得られる地域の防犯情報や、研修会・講演会等で習得した防犯に関する知識を活用し、地域が一体となって、防犯パトロールなどの防犯活動の実施に努めます。

(ｲ) 身の回りの安全点検

「自らの安全は自らで守る」ことを基本に、防犯に関する研修会等で習得した防犯に関する知識等を活かし、防犯機能を強化した住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行います。

(ｳ) 地域における安全点検

自らの地域を守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の安全点検を行うとともに、地域安全マップを作成することによって、地域コミュニティ意識の向上を図ります。

ウ 私有地及び建物の適正な維持管理

土地や建物を所有又は管理している市民は、安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。また、空き家や空き店舗となった建物についても適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

エ 学校等における安全対策の推進

(ｱ) 登下校時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携し、登下校時の声かけ運動、緊急時の避難・保護、児童等への助言、警察等への通報・連絡等の実践に努めます。

(ｲ) 「こども（かけ込み）１１０番の家」等への協力

子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保できるよう、「こども（かけ込み）１１０番の家」等の指定に積極的に協力します。

(ｳ) 施設及び通学路周辺の安全点検

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を行います。

オ　高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害にあわないよう、市、警察、関係機関、町内会（自治会）、事業者等と連携して、地域全体で防犯対策を推進します。

特に、高齢者を狙った特殊詐欺については、関係機関等と連携し、地域での効果的な被害未然防止対策の推進に努めます。

カ　人材育成への協力

(ｱ)　防犯リーダー育成への協力

地域における防犯活動を推進する原動力となる人材を育成するため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等への積極的な参加に努めます。

(ｲ)　防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進

防犯リーダーを中心とし、地域における積極的かつ効果的な防犯対策の実施に努めます。

キ　推進体制への参加・協力

市・事業者・土地所有者等及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

(3)　事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって地域における防犯活動に取り組みます。

ア　知識の習得と啓発活動への参加

(ｱ)　防犯意識の高揚

市や警察から発信される地域における防犯情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。

(ｲ)　防犯知識の習得

市や警察から提供される防犯情報や、防犯に関する研修会・講習会等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯知識の習得に努めます。

(ｳ)　啓発活動への参加

市や関係機関が実施する街頭キャンペーンや研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

イ　地域における防犯活動への参加・協力等

(ｱ)　地域における防犯活動への参加・協力

地域で行われる防犯パトロールなどの防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

(ｲ)　事業所等の安全点検

事業所において、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域と連携・協力して、事業所及び地域の安全点検に努めます。

ウ　私有地及び建物等の適正な維持管理

(ｱ)　土地や建物の適正な維持管理

事業者が所有又は管理している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理及び安全点検を実施します。

(ｲ)　施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備の整備が求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等防犯対策に努めます。また、空き店舗となった建物についても、適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

エ　学校等における安全対策の推進

(ｱ)　登下校時等における子どもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、登下校時における子どもの安全対策として、声かけ運動、緊急時の避難・保護、児童等への助言、警察等への通報・連絡等の実践に努めます。

(ｲ)　「こども（かけ込み）１１０番の店」等への協力

子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保できるよう、「こども（かけ込み）１１０番の店」等の指定に積極的に協力します。

オ　高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害にあわないよう、地域と連携して、防犯活動の実践に努めます。

特に、高齢者を狙った特殊詐欺については、事業所での声かけなど被害未然防止対策の実施に積極的に協力します。

カ　人材育成への協力

地域における防犯活動を推進する原動力となる人材を育成するため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

キ　推進体制への参加・協力

市・市民・土地所有者等及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

(4) 土地所有者等の取り組み

土地所有者等は、本市に所有又は管理する土地及び建物の適正な維持管理を行うことにより、犯罪が起こりにくい環境の保持を行います。

ア　防犯知識の習得

市や警察から提供される防犯情報や、防犯に関する研修会・講習会等を積極的に活用し、防犯知識の習得に努めます。

イ　土地や建物の適正な維持管理と防犯対策

(ｱ)　土地や建物の適正な維持管理

所有又は管理している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理及び定期的な安全点検を実施します。

(ｲ)　施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等防犯対策に努めます。また、空き家・空き店舗となった建物についても、適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

ウ　推進体制への参加・協力

市・市民・事業者及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

2　再犯防止対策の推進

犯罪をした人等の中には、矯正施設の出所後に、必要な福祉的支援が受けられなかったり、住居や就労先の確保が出来ないために、社会生活に馴染めず、生活に困窮したり精神的に追い詰められたりして孤立した結果、再犯に至ってしまうという悪循環に陥る人もいます。

本市では「鳥取市再犯防止推進計画（令和７年３月改定）」（※1）に基づき、鳥取県地域生活定着支援センター、保護司会、更生保護給産会などの関係機関と協力連携して犯罪をした人等の社会復帰を支援するとともに、更生保護女性会、ＢＢＳ会（※2）、協力雇用主等の更生保護ボランティア活動への市民の参加や理解を得ながら、犯罪をした人等が地域社会から孤立することなく、再び社会を構成する一員となることで再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

※1　令和４年３月に「鳥取市第２次地域福祉計画・第４次地域福祉推進計画」に内包させる形で策定されました。本市では、この計画を、「再犯の防止等の推進に関する法律」第８条第１項に規定する市町村における 再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として位置付けています。

※2　BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略)とは、非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。（法務省資料引用）

第５章　基本計画を推進するにあたって

1　実施計画の策定

基本計画の施策の具体的な実施指針となる短期計画としての実施計画を策定し、計画的、効果的な推進を図ります。

2　鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会

鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会では、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本的事項について調査・審議して、より実情に沿った取り組みが、的確かつ効果的に実施できるよう協議します。

3　庁内連携体制の充実

本市においても、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策を行う関係部局が連携し、各施策等を円滑に実施できるよう、庁内連携体制を強化し、実効的な推進を図ります。

4　基本計画の変更について

基本計画は、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境の変化などに検討を加え、必要に応じて修正を行うものとします。

第３期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画

令和８年３月発行

鳥取市市民生活部協働推進課

〒680-8571　鳥取市幸町７１番地

電　話（0857）22－8111（代表）

E-mail　kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

鳥取市公式ウェブサイト　https://www.city.tottori.lg.jp/

資料５

団体表彰候補者案

〇団体名 ： BBS 会[鳥取県 BBS 連盟]

〇活動実績 ：BBS(Big Brothers and Sisters Movement)は、1975 年7に設立されて以降、「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に脳み、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。

鳥取県内では、児童自立支援施設や児童養護施設との交流や社会参加活動を実施しているほか、鳥取少年鑑別支所(鳥取法務少年支援センター)と連携した小中高校生を対象とする学習指導、また、小学校の長期休暇に合わせて地元の保護司等が実施している小学6年生を対象とした学習支援(寺子屋)等に参加協力しています。

令和 5 年には安全安心なまちづくり関係功労者表彰(内閣総理大臣表彰)と鳥取保護観察所長感謝状を同時受賞されるなど、功績が顕著である。

鳥取市安全で安心なまちづくり表彰要綱

（目的）

第１条　この要綱は、鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例（平成１７年条例第５３号。以下「条例」という。）第１５条に規定する表彰（以下「本表彰」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰基準）

第２条　犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の推進に特に貢献若しくは寄与した個人又は団体は、別表の表彰基準に基づき表彰するものとする。

２　本表彰の対象者は、安全で安心なまちづくり功労者表彰推薦書（様式第１号又は様式第２号）により推薦のあった者とする。

（表彰）

第３条　本表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

（その他）

第４条　この要綱に定めるもののほか、本表彰について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１１月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年３月１８日から施行する。

別表（第２条関係）

表彰種別	表　彰　基　準
１　個人	（１）安全で安心なまちづくりに関する活動を行い、当該活動が次のいずれかに該当するものであること。 ア　原則として５年以上継続して行われ、かつ、今後も活動の継続が見込まれるもの。 イ　アのほか、特に顕著な功績があると認められるもの。 （２）人格円満で他の模範と認められること。 （３）過去３年間に刑事処分、行政処分等を受けたことがないこと。また市税の納付状況について滞納がある者については、表彰者から外すものとし、完納後、表彰対象者とする。これについては、自己申告書（様式第３号）によって判断するものとする。 （４）常勤の一般職及び特別職の市職員については、退職者のみ表彰対象とする。
２　団体	安全で安心なまちづくりに関する活動を行い、当該活動が次のいずれかに該当するものであること。 （１）　原則として５年以上継続して行われ、かつ、今後も活動の継続が見込まれるもの。 （２）　（１）のほか、特に顕著な功績があると認められるもの。

様式第１号（第２条関係）

安全で安心なまちづくり功労者表彰　推薦書

種　別	個　人	
(ふりがな) 氏　　名		
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日生　（満　　歳）	
現　住　所		
職業(役職)		
功績事項	1　概要 2　具体的内容	
防　犯　等 表彰履歴 (表彰名・年月日)		
人格円満で 他の模範と 認められる 具体的事項		

上記のとおり推薦します。

年　　月　　日

（推薦者名）

㊞

鳥取市長　様

様式第２号（第２条関係）

安全で安心なまちづくり功労者表彰　推薦書

種　別	団　体	
（ふりがな） 団　体　名		
代表者氏名 及び職名		
所　在　地		
設立年月日	年　　月　　日	
構成員及び 人員・体制		
組　織　図	別紙のとおり	
沿　　革		
活動状況 及　び 功績事項	1　活動状況 2　功績事項 （1）概要 （2）具体的内容	
防　犯　等 表彰履歴 （表彰名・年月日）		

上記のとおり推薦します。

年　　月　　日

（推薦者名）

㊞

鳥取市長　様

様式第３号（別表関係）

自 己 申 告 書

1　刑事処分の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）

有　・　無　（いずれかを〇で囲む）

2　破産宣告又は破産手続き開始決定の有無

有　・　無　（いずれかを〇で囲む）

3　その他行政処分の有無

有　・　無　（いずれかを〇で囲む）

4　市税等滞納の有無

有　・　無　（いずれかを〇で囲む）

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

（住　　所）

（氏　　名）

（生年月日）

鳥 取 市 長　様

今後のスケジュールについて

時期	令和8年度												令和9年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
安全で安心なまちづくり推進協議会					令和8年7月26日から令和10年7月25日まで【2年間】		○協議会① ・会長・会長代理選出 ・第3基基本計画説明 ・表彰選考の協議			○協議会② ・表彰選考		○表彰式	